

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】 2

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（3件）【技術監理局契約部契約課】 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 6

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局選挙課】 11

◇ 区選挙管理委員会

- 北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【門司区選挙管理委員会事務局】 12
- 北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【小倉北区選挙管理委員会事務局】 13
- 北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【小倉南区選挙管理委員会事務局】 14
- 北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【若松区選挙管理委員会事務局】 15
- 北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【八幡東区選挙管理委員会事務局】 16
- 北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【八幡西区選挙管理委員会事務局】 17
- 北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【戸畑区選挙管理委員会事務局】 18

北九州市告示第 293 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 第 1 項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 14 日

北九州市長 武 内 和 久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
キッズライン（丸山 朱莉）	認可外 保育施設	居宅訪問型保育事業の所在地は個人情報のため公示しておりません。 。	丸山朱莉	令和 6 年 5 月 28 日

北九州市公告第436号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月14日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
コークス 1,700トン
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年5月13日
- 4 落札者の名称及び住所
日鉄環境エネルギーソリューション株式会社
北九州市戸畑区大字中原46番地59
- 5 落札金額
1トン当たりの契約金額5万9,600円に100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和6年4月5日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第437号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月14日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び数量
ペットボトル収集用指定袋 205万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年5月13日
- 4 落札者の名称及び住所
メディアインターナショナル株式会社
福岡市博多区博多駅東一丁目1番33号
- 5 落札金額
1,491万6,550円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和6年4月10日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第438号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月14日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び数量
家庭ごみ収集用指定袋 740万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年5月13日
- 4 落札者の名称及び住所
メディアインターナショナル株式会社
福岡市博多区博多駅東一丁目1番33号
- 5 落札金額
4,344万9,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和6年4月10日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第439号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月14日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

家庭ごみ収集用指定袋 610万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和7年2月28日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 最初の契約に係る入札公告日 令和5年8月4日

(6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告日以前の5年間に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）又は北九州市の外郭団体及びこれに準じる団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（納入数量の合計が122万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和6年7月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月18日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和6年6月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月27日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和6年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和6年7月5日から同月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月18日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和6年7月17日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和6年7月18日午前10時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
北九州市技術監理局契約部契約課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of Clear plastic bag for household garbage
Quantity: 6,100,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system :
10:00a.m., July 18, 2024
For tenders submitted by mail :
5:00p.m., July 17, 2024

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市選挙管理委員会告示第4号

北九州市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月14日

北九州市選挙管理委員会

委員長 新 上 健 一

北九州市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市選挙管理委員会規程（昭和38年北九州市選挙管理委員会告示第87号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に改める。

第2条第3項中「委員会」を「、委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第5条第2項中「委員会」を「、委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第8条中「ときは」の次に「、委員会は」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第10条第2項中「招集」を「の招集」に、「、場所及び議題」を「及び場所並びに主な議題」に改める。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（電子印）

第35条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を公印として使用することができる。

2 電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去するものとする。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

北九州市門司区選挙管理委員会告示第4号

北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月14日

北九州市門司区選挙管理委員会

委員長 吉永高敏

北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市門司区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市門司区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第5条第2項中「委員会」を「、委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第10条第2項中「議題」を「主な議題」に改める。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（電子印）

第35条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を公印として使用することができる。

2 電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去するものとする。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第5号

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月14日

北九州市小倉北区選挙管理委員会
委員長 山 縣 郁 子

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第5条第2項中「委員会」を「、委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第10条第2項中「議題」を「主な議題」に改める。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（電子印）

第35条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を公印として使用することができる。

2 電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去するものとする。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第7号

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月14日

北九州市小倉南区選挙管理委員会

委員長 鷹取 貴美子

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第5条第2項中「委員会」を「、委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第10条第2項中「議題」を「主な議題」に改める。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（電子印）

第35条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を公印として使用することができる。

2 電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去するものとする。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

北九州市若松区選挙管理委員会告示第3号

北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月14日

北九州市若松区選挙管理委員会

委員長 木本直子

北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市若松区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市若松区選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第5条第2項中「委員会」を「、委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第10条第2項中「議題」を「主な議題」に改める。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（電子印）

第35条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を公印として使用することができる。

2 電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去するものとする。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第4号

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月14日

北九州市八幡東区選挙管理委員会

委員長 黒野まゆみ

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第5条第2項中「委員会」を「、委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第10条第2項中「議題」を「主な議題」に改める。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（電子印）

第35条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を公印として使用することができる。

2 電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去するものとする。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第6号

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月14日

北九州市八幡西区選挙管理委員会
委員長 安部 桂子

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第5条第2項中「委員会」を「、委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第10条第2項中「議題」を「主な議題」に改める。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（電子印）

第35条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を公印として使用することができる。

2 電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去するものとする。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第4号

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月14日

北九州市戸畑区選挙管理委員会

委員長 三崎利彦

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に改める。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第5条第2項中「委員会」を「、委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第10条第2項中「議題」を「主な議題」に改める。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（電子印）

第35条 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算機に記録した公印の印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を公印として使用することができる。

2 電子印を使用しなくなったときは、速やかに電子計算機に記録した公印の印影を消去するものとする。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。